

中央社保協による国保の厚生労働省要請報告

報告者 大友孝平

報告日 2020年11月26日

開催月日 2020年11月25日(木)14時40分～16時00分

開催場所 参議院議員会館B104会議室

参加 中央社保協、東京・千葉・神奈川・大阪の各府県社保協、全労連、全生連、全商連＝大友など

厚労省担当者 国民健康保険課企画法令係長・上野格嗣

【要請テーマ】

国民健康保険の制度改善、新型コロナウイルス感染症の特定減免の延長などを要請

【要請と厚労省の回答】※要望ゴチック 回答明朝

1、国保料（税）を大幅に引き下げること。

①国民健康保険は社会保障の制度であり、「能力に応じた負担」を徹底し、都道府県知事からの要望でもある国庫負担1兆円を早期に実現し、国保料（税）を引き下げること

（回答）国保は相互扶助で、加入者の保険料で賄うのが原則。一方、国保は他の医療保険と比べ低所得者が多く、医療費も高い。国保料の軽減を図るため2018年以降、3400億円の財政支援をしている。削減の声もあるが、厚労省として3400億円の維持に努力している。

②一般会計からの国保会計への繰り入れは保険者（市区町村）の権限であり、廃止ではなく、繰り入れを認めること

（回答）段階的な繰り入れの解消や赤字削減計画の策定もお願いしている。そのために国費投入していることは①の回答通り。しかし、急激な解消は国保料・税の急激な上昇を招くので、バランスを取りつつ段階的な実施をお願いしている。

③国保料（税）の法定軽減について、7割・5割・2割減額の適用基準を引き上げるなど、改善を図ること。

（回答）法定軽減は2015年に5割、2割の対象が増える基準の改善をしてきた。77条減免と組み合わせるなど低所得者への配慮を自治体をお願いしている。

④応能負担原則に反する均等割を廃止すること。特に、国会の付帯決議にある子どもの均等割りを早急に廃止すること。

（回答）国保は子どもや高齢者も等しく負担してもらう制度設計だが、2018年の国保法改正で子どもの均等割分の負担軽減の付帯決議も出され、国と地方の協議を続けている。非公開協議なので詳しく言えないが、実施への検討は続けている。

（関連質疑）

Q. 子どもの均等割について。大阪では所得100万円台のシングルマザー家庭でも国保料が20万円になる。国保が貧困の原因になっているような状態。国と地方の協議というが、進んでいるように見えない。

A. 本来は国が予算を出して自治体で減免実施というのが理想。予算が伴う話であり、財務省と長く折衝を続けている。

⑤ 国保の都道府県化で「保険料負担が重い」などの市町村がかかえる構造的な問題がどうなったのか、実態を把握し、検証すること。

（回答）①②と被るが、都道府県化に合わせて公費投入し、子どもや高齢者が多いなど保険者の責任によらず医療費が増える自治体を支援している。引き続き努力する。

⑥ 滞納者のくらしと健康の実態調査を行うこと。

（回答）滞納問題が国保の窓口対応にとどまらない支援を自治体にはお願いしている。社会福祉の部局と連携し生活保護などにつなげるなどである。実態調査はすぐには難しいが、福祉につなげるなどサポートしたい。

2、保険税（料）の減免を拡充すること

①2021年度（令和3年度）も、新型コロナウイルス感染症に関わる特例減免を実施すること。2020年度に減免を適用された被保険者については、「前年度比3割の収入減少」等の要件を緩和すること。確定申告で「所得なし」となった国保加入者についても、新型コロナウイルス感染症で経営が圧迫していることを考慮し、減免を適用すること。

（回答）今年度いっぱいの財政支援については、3次補正予算でも要求し財源確保をめざしている。21（令和3）年度は未定だが、必要なら取り組む。要件の緩和も検討している。

（関連質疑）

Q. 今回のコロナ特例は全額免除もあり、国が全額支援するので気兼ねなく減免できると、住民からも自治体からも好評だ。21年度も何らかの減免を考えていると受け止めてよいか。要件も3割減はきびしくないか。

A. 検討中なので何とも言えないが、多額の費用を要する。7月の補正予算では足りず国保会計からも繰り入れた。第3次補正予算で財源を確保したいと考えている。減免要件はおっしゃる通り。今回は前年の3割の収入減だが、来年度はすでに減収しているので今回の要件をそのままとはいかない。19年と比較するなど、どういう形で全ての人が捕捉できるかいろいろ考えている。自治体からもいろいろ要望が来ている。

Q. 今回は所得ゼロの人が減免を受けられない問題もあった。しかし、生活が苦しいのは一緒なので、次回の特例減免があるなら改善してほしい。

A. 所得ゼロの方は法定減免で7割すでに減免され、残りも通常の減免の適用があるのでそちらで対応できると考える。ただし、来年度は今のままでは減免を受けられない人も出るので、何らかの対応をしたい。

Q. 減免の判断基準が自治体でまちまち。また、収入ではなく所得の3割減で計算する自治体もある。

A. 判断基準は自治体をお願いしている。コロナ以前から収入減少が原因による減免の基準を定めていた自治体もあるので、その基準で実施してもらうことにしている。3割減少の計算については、厚労省は収入で計算することを基準にしているので、収入で計算するよう周知を図りたい。

②新型コロナウイルス感染症の特例で実施されている傷病手当金について、引き続き継続、実施すること。個人事業主やフリーランスにも適用拡大し、自治体への財政支援を行うこと。独自に傷病手当金制度を創設している市町村の手当金額の算出方法も参考にすること。

(回答) 現在実施の傷病手当は12月末までの期限を、3月末まで延期する通達を11月18日に出した。21年度も状況を見て検討。要件も検討したい。

(関連質疑)

Q. 傷病手当金で事業主やフリーランスが対象外なのは不公平ではないか。

A. 今年度はすでに実施している基準で実施する。21年度の実施はひきつづき検討したい。自営業やフリーランスは、①補償金額をどうするか、②実際に休んだ期間をどのように把握するか、という課題がある。自治体が、補償金額を1日ごとの定額あるいは年収を365日で割るなど工夫しているのは承っている。どのような方法がとれるか自治体の例も参考にしたい。

③国保法44条減免への財政支援を拡大すること。

(回答) 公平の観点から窓口負担を導入しているが、特別の事情がある場合は、減免を自治体で実施できる。国としても特別調整交付金で支援しており、今後も支援する。

3、住民の健康権、受療権を保障すること。

①新型コロナウイルス感染症による経済への影響で、労働者も個人事業者も収入が減少し、生活を圧迫されており、滞納者への差し押さえをすべきでないとの見解を示すとともに、差し押さえをしないよう都道府県および市町村に指導すること。差し押さえをしないよう都道府県および市町村に指導すること。

(回答) コロナでの収入減は認識しており、3月10日には徴収猶予や相談にのるよう通達も出している。国保料の減免も行うなど自治体には柔軟な対応をお願いしているところである。

②国税徴収法に基づく滞納・差押え処分のルールを徹底するとともに、滞納処分を執行停止し、過酷な取り立てをやめさせること。

(回答) 滞納処分の停止など柔軟対応を求めているほか、毎年開く自治体の国保課長を対象にした会議でも、滞納処分のルールについて周知に努めている。

③滞納を生活困難のシグナルととらえ、減免の拡充だけでなく、関係部局と連携し、背景にある生活困難の解決を図ること。

(回答) 国保の所管ではないが、自立支援法に基づいて部局間で連携するよう努めており、困窮者には社会福祉の部局につなげて支援をするようお願いしている。国保課長を対象にした会議でも周知している。

④受診抑制による健康悪化を招かないよう44条減免について「特別の理由」を広く適用し、「手遅れ死」を招いている資格証明書は廃止すること。

(回答) 特別な事情がないのに国保料・税を滞納している被保険者に資格証明書を発行している。ただ取り上げるのではなく、相談にも乗りながら状況を判断し、社会福祉の支援などにつなげるようにしている。

⑤新型コロナの感染が広がる中での対応として、だれもが安心して医療が受けられるように資格証明書は保険証に切り替えて交付すること。

(回答) 新型コロナ感染症対策として、感染症の疑いがある場合の受診では資格証明書でも通常の窓口負担(3割)で受診できる措置もとっている。

(3に係る質疑)

Q. 非正規労働者の失業が増えており、1000万人が仕事を失うという報道もある。健康保険を失った失業者は、国保は高いからと加入しない。これから冬に向かいインフルエンザもはやる。国が国保料はともかく国保に加入するよう呼び掛けてほしい。

A. 失業者については、企業に退職者報告を求めているが、厚労省側ですべて把握できるわけではない。失業者はコロナの特例減免も適用されるので、国保への加入を周知したい。

4、保険証の発行停止によるマイナンバーカードの一体化は行わず、国民健康保険証の発行を維持すること。

(回答) 21年3月からオンライン資格確認が始まるのに合わせ、マイナンバーカードに国保証機能を持たせる手続きを進めている。医療機関での読み取り機も普及しておらず、従来の保険証での受診は可能。いわゆる紙の国保証は当面残していくというのがいまの考え。統合は状況もみて検討することにしてはいる。

(関連質疑)

Q. マイナンバーカードと紙の国保証はしばらく併用というが、国保加入者の6割は高齢者。切り替えなどむずかしい。小さい診療所はカードリーダーなどの対応もできない。トラブルばかりが起きそうだが。

A. トラブルはいろいろ考えられるが、政府としては21年3月から実施と決めており、国保もそれに合わせる形で動いている。

【課題と今後の対応】

- ・21年度の減免実施と、傷病手当の事業主等への拡大に向けた要請の推進
- ・傷病手当金について、11月18日に出された通達(21年3月まで制度の延長)を全国に知らせる。

提出順序	局次長	担当常駐	総務	事務局長
確認				